

消防消第176号
令和3年4月14日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
（公印省略）

ドローン運用アドバイザー制度の創設について（通知）

平素より、消防行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、消防防災分野における無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用を図るべく、様々な施策に取り組んでおり、消防・救急課においては、消防本部等におけるドローンの有効活用を推進するため、多くの消防本部の御協力をいただきながら、令和元年度からドローン運用アドバイザーの育成を進めてきたところです。

この度、災害現場等で活用するドローンの運用方策について助言等を行うため、育成したドローン運用アドバイザーの派遣等を実施する制度を設けるとともに、別紙のとおり「ドローン運用アドバイザー派遣等要綱」を定めました。

については、本制度を積極的に御活用いただきますとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

【担当】

消防庁消防・救急課警防係

池田補佐、平田係長、亀澤事務官

TEL：03-5253-7522（直通）

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

別紙

ドローン運用アドバイザー派遣等要綱

(目的)

第1条 消防防災分野における無人航空機（以下「ドローン」という。）の有効活用を積極的に支援するため、ドローン運用アドバイザー制度を設けるものとする。

(委嘱)

第2条 ドローン運用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に消防庁消防・救急課長が委嘱する。

- (1) 消防庁が実施する研修を修了した者
- (2) (1)に定める者のほか、消防防災分野におけるドローンの運用に関する豊富な知識及び経験を有していると認められる者

(任期及び呼称)

第3条 アドバイザーの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 アドバイザーは、任期中に限りアドバイザーと称することができ、これ以外の場合にあっては、アドバイザーと称してはならない。

(活用対象団体)

第4条 ドローン運用アドバイザー制度を活用することができる団体は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「活用対象団体」という。）とする。

(任務)

第5条 アドバイザーは、消防防災分野におけるドローンの有効活用を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 消防防災分野におけるドローンの活用事例、運用等に関すること
- (2) 消防防災分野におけるドローンの最新の動向、教育訓練に関すること
- (3) ドローンに関する法令
- (4) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

(報告)

第6条 消防庁は必要に応じて、アドバイザーの活動状況について、報告を求めることができる。

(依頼)

第7条 ドローン運用アドバイザー制度の活用を希望する活用対象団体は、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に依頼するものとする。

2 依頼の内容は、次の事項から選択する。

- (1) アドバイザーの派遣
- (2) アドバイザーの所属する団体等アドバイザーの活動場所への視察（以下「視察」という。）

(派遣等の決定)

第8条 消防庁は、活用対象団体から依頼があり、必要であると認めるときは、当該依頼内容に適切に応じることのできるアドバイザーを選定し、派遣等（アドバイザーの派遣及び視察をいう。以下同じ。）の決定を行うものとする。

(報告)

第9条 前条の決定を受けた活用対象団体は、派遣等の後1月以内に、派遣等の結果について、別紙様式2により消防庁に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 アドバイザーは、第5条第1項に定める任務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(経費)

第11条 アドバイザーが任務を行うに当たり発生する経費のうち、消防庁が第8条により決定し、アドバイザーを派遣する場合の旅費については、消防庁の負担とする。ただし、活用対象団体及びアドバイザーの所属団体又はアドバイザーとの協議により、異なる取扱いを行うこととすることを妨げない。また、活用対象団体が視察に要した経費は、活用対象団体が負担するものとする。

(解任)

第12条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解任することができる。

- (1) 任務の遂行を怠ったと認められるとき。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 本人から解任の申し出があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月14日から施行するものとする。

消防庁消防・救急課長 殿

ドローン運用アドバイザー制度活用依頼書

(都道府県名)

(申請団体)

1 依頼内容

(1) 依頼内容

- アドバイザーの派遣
 アドバイザーの所属する団体等への視察

(2) 依頼内容の概要

2 希望年月日

年 月 日 () 時 分～ 時 分まで

3 実施予定場所

4 希望するアドバイザー

5 参加予定者

計 _____ 名

6 使用資機材

7 ドローン使用に伴う保険適用の有無 (6でドローンを使用する場合)

8 特記事項

担当所属及び担当者

連絡先 TEL :

E-mail :

消防庁消防・救急課長 殿

ドローン運用アドバイザー制度活用報告書

(都道府県名)

(申請団体)

- 1 実施日時
年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 アドバイザー
 - (1) 所属
 - (2) 氏名
- 3 実施場所
 - (1) 名称
 - (2) 参加者所属
 - (3) 参加人数
- 4 実施内容
- 5 感想、意見等
- 6 特記事項

担当所属及び担当者

連絡先 TEL :

E-mail :